

財務省告示第四百五十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十七年十一月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（変動・十五年）（第三十七回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十七年度における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）

三 振替法の適用等
第二条第一項及び財政融資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各限度額
場特別参加者ごとに応募限度額

十 十		九 八		七	
イ 一		振 額 最		口 イ	
発 行 行 日		替 単 位		払 込 金 額	
入 札 発 行 行 争 格	価 格 競 争 格	行 争 非 者 特 国 入	争 入 価 格 第 参 場	行 争 非 者 特 国 入	争 入 価 格 第 参 場
十 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	平 成 十 七 年 十 一 月 二 十 五 日	十 万 円	千 百 六 十 九 億 五 千 三 百 二 十 万 円	一 兆 三 千 八 百 十 八 億 八 千 三 百 万 円	百 七 十 億 円
	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国	の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国

口

国債市場
特別参加

額面金額百円につき九十九円九
十六銭

十二
イ

行争非者特
利入価・別
期札格第参
利率発競加

年〇・八二パーセント
七パーセント〇・七五パーセント

口

第二期以
後の利率

た、発行から償還までの期間が
九年五か月超の十年利付国債の
直近における割当額入札の結果
に基き算出された複利回り
へ以下「基準金利」という。か
ら、〇・七五パーセントを控除
した率。ただし、控除した率が
〇パーセントを下回るときは、
その率は〇パーセントとする。

十三

の経過
払過利
込子
み子

は、募入決定の通知を受けた者
式により払込金額を加え、次の算
式により算出した金額を第二期
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.82}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口

十四 初期利子

座に記載又は記録されるもの
に、ついでには、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
において取得する者が非居住
者又は外国人である場合に
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.82}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年五月二十日及び十一月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に属す
る利子として、次の算式により
算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{基準金利} - 0.75}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六 償還金
十七 償還金
限額

平成三十二年十一月二十日
額面金額百円につき百円

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 者 参 所 金
日 加 加 支

平 財 日
成 務 本
十 大 銀
七 臣 行
年 か ら
十 通 知
一 月 二 十 五 日
を 受 け た 者